第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇七三人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八四一人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、〇三一人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一九〇人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	一四八人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一四〇人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六二一人	
消費者庁	三七八人	

第一条第三項中「三十五人」を「三十六人」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項中「次の」を「第一条第一項の規定にかかわらず、次の」に、「府及び省に係る」を「機関の同項に規定する」に改め、「、第一条第一項の規定にかかわらず」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内閣の機関	令和三年六月三十日までの間	一、三七四人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	令和三年九月三十日までの間	一四、六八三人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和三年六月三十日までの間	四、八四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	令和三年七月一日から同年九月三十日までの間	四、八四〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和三年十二月三十一日までの間	五四、八二二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六八人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和三年九月三十日までの間	七二、六四四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和三年九月三十日までの間	二、一七三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	令和三年九月三十日までの間	二〇、一五九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和三年九月三十日までの間	五八、九六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則第三項中「次の」を「第一条第二項の規定にかかわらず、次の」に、「総理府の外局に係る」を「機関の同項に規定する」に改め、「、第一条第二項の規定にかかわらず」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
金融庁	令和三年六月三十日までの間	一、六二二人	
消費者庁	令和三年六月三十日までの間	三七七人	

附則第四項から第六項までを削る。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第七十八号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条の二並びに第二十一条第四項並びに法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第二号中「従事する職員」の下に「並びに出入国在留管理庁」を加える。

第七十一条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第七十三条第一号中「こと（」の下に「総務課及び」を加える。

第七十六条中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　地方公共団体の職員その他の関係者に対して、必要な研修を行うこと。

第七十六条中第二十四号を第二十五号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　出入国在留管理庁の職員に対して、職務上必要な研修を行うこと。

第七十九条第四号及び第八十二条第二号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十五条第一項中「に次長二人を」を削り、「、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局」を「及び大阪出入国在留管理局」に改める。

附則第二項を削る。